

令和 5 年度第 1 回行田市子ども未来審議会

---

# 行田市子ども未来審議会について

---

健康福祉部子ども未来課

令和 6 年 1 月 2 4 日 (水)

# 「行田市子ども未来審議会」の概要

**設置根拠**：子ども・子育て支援法第77条第1項及び児童福祉法第8条第3項

**委員定数**：15人以内

- (1) 子ども・子育て支援及び児童福祉に係る機関又は団体の関係者
- (2) 子ども・子育てに関し知識経験を有する者
- (3) 公募による者

**委員任期**：2年（再任可）

**所掌事務**：  
・子ども・子育て支援法第77条に関する事務  
・児童福祉法第8条に関する事務

**委員報酬**：会長6,000円 委員5,000円（1回の会議につき）  
（その他、費用弁償として1,400円）

※行田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例

**その他**：地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関に位置付け

# 行田市子ども未来審議会の役割

行田市子ども未来審議会の役割は次のとおりです。

- (1) 市長が定める特定教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園）の利用定員の設定に対して意見を述べていただく。
- (2) 市長が定める地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅型保育事業、事業所内保育事業）の利用定員の設定に対して意見を述べていただく。
- (3) 行田市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度から令和11年度）の策定や変更に対して意見を述べていただく。
- (4) 行田市の子ども・子育て支援及び児童福祉施策について、調査・審議をしていただく。
- (5) その他、子ども未来審議会で審議を諮る必要の事案について、調査・審議をしていただく。